		日	号外	ページ
二一七	地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件	七	120	四四
二一八	政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件	九	120	二
二一九	東経百三十二度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件	一二	120	一
二二〇	特定国外派遣組織を指定する件	一二	120	一
二二一	〃	一二	120	一
二二二	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	一三	124	一
二二三	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	一三	124	一
二二四	政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一三	124	二
二二五	令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件	一六	127	三〇
二二六	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一六	127	三〇
二二七	政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和五年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件	一六	127	三三
二二八	登録証明機関の住所の変更に関する件	二〇	129	二
二二九	登録認定機関の住所の変更に関する件	二〇	129	二
二三〇	平成三十一年総務省告示第七十七号（飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件）の一部を改正する告示	二〇	129	四
二三一	市村の境界変更の件	二一	130	三
二三二	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	二一	130	六
二三三	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二一	130	六
二三四	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	二一	130	六
二三五	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件	二一	130	八
二三六	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二一	130	八
二三七	政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件	二一	130	八
二三八	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件	二一	130	八
二三九	電気通信事業法施行規則第十九条の六第二項に基づき、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を定める件	二二	130	一
二四〇	栃木県日光市から栃木県宇都宮市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件	二六	134	五
二四一	特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件	二七	134	二
二四二	電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件	二七	134	五
二四三	地方自治法第二百九十一条の三第三項の規定により広域連合の規約変更の届出を受理した件	二七	134	五
二四四	平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件	二七	134	五
二四五	特定国外派遣組織を指定する件	二七	134	五
二四六	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	二九	136	四
二四七	固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件	三〇	138	一
二四八	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇	138	二五
二四九	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇	138	二六
二五〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件	三〇	138	二六
	〇総務省、農林水産省、国土交通省			
一	平成二十五年総務省・農林水産省・国土交通省告示第二号等を廃止する告示	三〇		一
	〇総務省、国土交通省			
一	地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件	三〇	137	三三
	〇政治資金適正化委員会			
九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一九		二
一〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一九		二
一一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一九		二
	〇法務省			
一三七	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一		二
一三八	土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件	二		四
一三九	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	五		一
一四〇	日本国に帰化を許可する件	五		一